



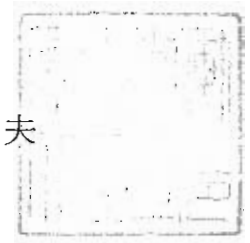
厚生労働省発食安0322第19号

平成 23 年 3 月 22 日

食品安全委員会

委員長 小 泉 直 子 殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

プロモキシニル

